

東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）
給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて（お知らせ）

1 行方不明の場合の特例の創設について

東日本大震災による災害により3か月間生死がわからない場合、又は死亡が3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合、平成23年3月11日に、その方が死亡したものと推定される規定が設けられました。

2 工作中に津波にあって未だ行方不明の場合、行方不明の方の家族は労災保険の請求はできるのでしょうか。

今回の特例により、東日本大震災による災害により行方不明となり、その方の生死がわからない場合でも、労災保険の遺族年金又は一時金の請求ができることとなりました。

なお、民法の規定により行方不明となった時から一年後に死亡とみなされた場合にも、同様の請求ができます。